丹 波 市 図 書 館 ビ ジ ョ ン

令和７年３月　丹波市教育委員会

～目　次～

はじめに・・・

はじめに

近年、人口減少や高齢化の進行、社会的つながりの希薄化、グローバル化やＩＣＴ*による技術革新の進展、様々な分野における人工知能（ＡＩ）*の台頭など、社会経済情勢が大きく変化しています。更に、新型コロナウイルス感染症の拡大は、国際情勢の不安定化という予測困難時代の象徴ともいうべき事態を生じさせ、教育分野においても大きな変化をもたらしました。

国の教育振興基本計画では、こうした社会全体の潮流を念頭に置いたうえで、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング*の向上」を掲げ教育政策の目標や基本施策を示しています。

また、第３次丹波市教育振興基本計画においても、こどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会の実現」や、誰一人取り残されることなく、誰もがいきいきとした人生を享受することができる「多様性と包摂性*のある共生社会の実現」、身体的、精神的、社会的によい状態にあり、個人のみならず地域や社会が持続的によい状態にある「ウェルビーイングの向上」を掲げています。その中で、図書館は、市民の知的活動の拠点として、資料の収集や保存、情報提供を行うほか、多様な主体との協働による図書館運営を推進するとともに、学校図書館との連携や市内の社会教育施設などと連携した取組をすることにより「市民に親しみのある図書館運営」をめざすとしています。

本市では、こうした社会の変化や市民の知的要求に、柔軟に対応できる図書館のあり方について検討を進め、未来を見据え方向性を定めた、第２次丹波市立図書館のあり方に相当する「丹波市図書館ビジョン」を策定しました。市民の意見や期待に応えるためには、市民の声に耳を傾けるとともに、市民が図書館運営にかかわることが大切であることから、基本理念を「市民に寄り添い　ともに学ぶ、つながる、つくるみんなの図書館」としています。

第１章　丹波市図書館ビジョンの趣旨と位置づけ

１．丹波市図書館ビジョン策定の趣旨

平成 16（2004）年度に旧氷上郡６町が合併し、丹波市が誕生しました。旧町単位に設置された図書館については、旧氷上町図書館を中央図書館として一定の機能を集約し、その他図書館は分館施設として運営してきました。

一方、国においては、平成 20 年（2008）度の教育基本法改正を受け、平成 24（2012）年には住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題解決に向けた活動を支援する図書館の機能を重視するとした「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を定めています。

こうした中、丹波市立図書館も時代にあった新たなサービスの展開や、効果的、効率的な経営とともに、住民サービスの一層の向上に向けた図書館運営が求められているとして、本市では、丹波市立図書館の今後 10 年間の果たすべき役割や方向性を明確にすることを目的とした「丹波市立図書館のあり方（以下、「第１次図書館のあり方」という。)」を平成 27（2015）年４月に定めています。

この度、令和６年（2024）度末をもって「第１次図書館のあり方」が終期を迎えることから、「第２次丹波市立図書館のあり方」に相当する「丹波市図書館ビジョン（以下、「図書館ビジョン」という。)」を策定することといたしました。

策定にあたっては、第１次図書館のあり方の成果と課題を明らかにしたうえで、市民アンケート・図書館利用者アンケート、市民ワークショップ、関係団体ヒアリングを行い、市立図書館の利用状況や市民ニーズの把握に努め、これからの丹波市の図書館のあり方について検討を重ねてまいりました。

また、10 年が経過する中で、図書館を取り巻く環境も大きく変化しました。人口減少を伴った超高齢化社会の到来による地域課題の顕在化、ライフスタイルや価値観の多様化、新型コロナウイルス感染症流行を契機とするデジタル化の急速な進展、多文化共生など、図書館には多様化する課題への柔軟な対応が求められています。

これら今日的な課題への新たな取組や、この 10 年間の運営課題も検証し、丹波市立図書館が目指す方向性として方針を定めました。

２．丹波市図書館ビジョンの位置づけ

図書館ビジョンは、丹波市総合計画や丹波市教育振興基本計画等の上位計画と整合を図りながら、丹波市立図書館の総合的かつ計画的な運営を行うため、長期的な視点に立って、方向性や方針を定めます。

なお、令和７（2025）年度には、図書館ビジョンに基づいた具体的運営計画として、市民の誰もが自主的に読み、知ることができる環境を整え、読書活動、知的探求、課題解決を支援することを規定する、「丹波市図書館基本計画（仮称）（第４次丹波市子ども読書活動推進計画を含む）」を策定します。

図　関係計画との位置づけ

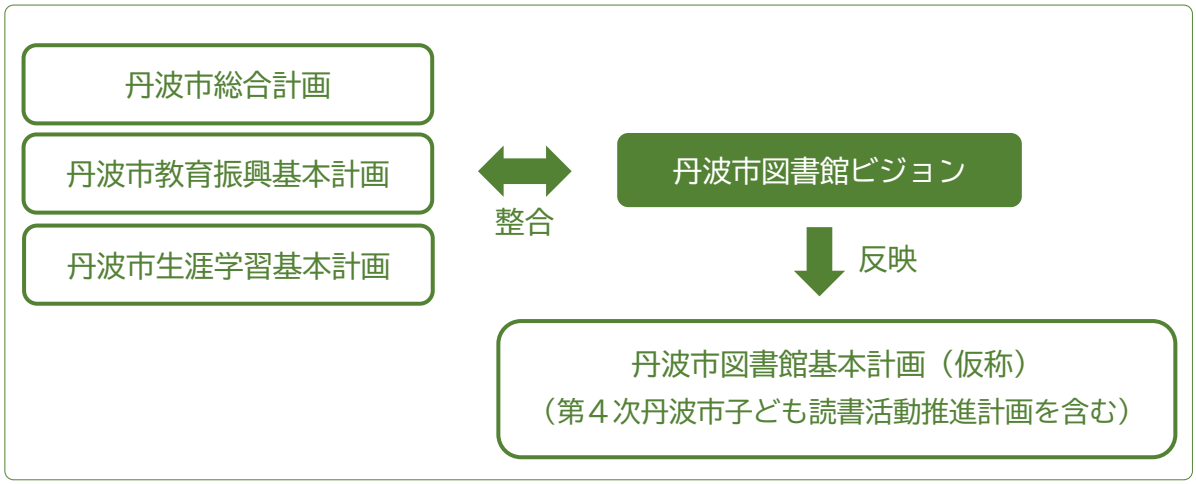

３．丹波市図書館ビジョンの構成と期間

（１）図書館ビジョンの構成

図書館ビジョンは、基本理念、運営方針で構成します。

基本理念	丹波市立図書館がめざす方向性を示しています。
運営方針	図書館ビジョンにおける基本的な運営方針を定めたものです。

（２）図書館ビジョンの期間

図書館ビジョンは、令和７（2025）年度から令和 16（2034）年度の 10 年間の期間とし、社会情勢や国・県の動向等によりその都度見直します。

なお、図書館ビジョンをもとに「丹波市図書館基本計画（仮称）（第４次丹波市子ども読書活動推進計画を含む）」を定めるものとし、計画期間は令和８（2026）年度から令和 12（2030）年度までの５年間とします。

また、具体的な施策を示した実施計画は、毎年度見直すものとします。

	R７	R８	R９	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
基本理念										
運営方針										
基本計画										
実施計画										

第２章　第１次図書館のあり方のふりかえり

１．第１次図書館のあり方のふりかえり

第１次図書館のあり方では、「地域を支える情報拠点としての図書館」をめざす将来像として掲げました。そして、市民との協働運営により読書環境の充実を図り、地域が活性することやこころ豊かに暮らすことをめざして、

（１）地域の知的基盤施設

〈施策１〉誰もが利用しやすい図書館

（２）市民の自立的な判断を支える情報提供施設

〈施策２〉課題解決支援機能の充実

〈施策３〉ハイブリッド図書館*の整備

（３）市民との協働、学校等関係機関・各種団体との連携

〈施策４〉子どもの読書活動の充実

〈施策５〉関係機関・人との連携、協働

の３つを将来像の柱として、その実現に向けた施策を５つに分類し、それぞれに具体的な事業と達成年次を短期（３年）・中期（５年）・長期（10 年）と定めました。

２．第１次図書館のあり方の成果と課題

〈施策１〉誰もが利用しやすい図書館

（１）積極的な広報活動

・市の広報やホームページ、各種ＳＮＳ*を活用し、新着情報やおすすめ本などの紹介、図書館で行う各種イベントについて、幅広く積極的な広報活動を行うことができましたが、レファレンス（調査相談）*や電子図書館など、すでに行っているサービスの認知度が低いことが課題です。

（２）多様な図書館サービスの展開

・本屋大賞*受賞作やメディア化原作*など、利用者が求める情報を先取りした特集コーナーを開設し、新しい情報を届けることができました。

・宅配サービスにより、高齢者や障がい者など、図書館への来館が困難な方

へのサービスを提供できました。宅配は、図書館サポーター*に届けていただきました。安定してより多くの方に宅配を行う仕組みづくりが課題です。

（３）図書館評価の推進

・市の他部署が実施するアンケートに図書館に関する項目を載せ、市民の意向や満足度の把握に努めてきましたが、図書館独自で定期的な調査ができなかったことが課題です。

・図書館協議会に毎年の事業計画や実施状況の報告を行うことができましたが、自己評価の徹底が不十分であり、状況に応じ適切な見直しができなかったことが課題です。

（４）図書館サービスの質を維持する運営体制の確立

・この 10 年間、市直営による運営を続け、分館においては職員３名体制とし、一定の司書有資格者の採用も行いましたが、将来を担う図書館職員を育成するため、計画的な研修ができていないことが課題です。

・６館それぞれの特色ある運営ができていないことが課題です。

（５）図書館機能

・令和４（2022）年度から電子図書館サービスを開始することができましたが、自動貸出機など利用者の要望が多いサービスが実施できていないことが課題です。

・６館すべてが老朽化しており、全庁的な公共施設管理計画に基づき、順次、必要な改修工事を実施する予定ですが、それぞれの利用目的にあった居心地のよい空間になっていないことが課題です。

・館内の案内表示や書架見出しを設置し、利用者が資料を探しやすくなりましたが、「やさしい日本語」表示などを取り入れた、すべての利用者にわかりやすい案内表示になっていないことが課題です。

〈施策２〉課題解決支援機能の充実

（１）レファレンス（調査相談）サービスの充実

・県立図書館が開催するレファレンス研修に職員が積極的に参加し、研修内容を共有することで職員全体のスキルアップにつなげることができました。図書館の基本的なサービスでありながら、市民の認知度が低いことが課題です。

（２）地域の課題把握と課題解決支援資料の収集

・市役所各課から提供される行政資料を図書館資料として登録・整理し、利用できるよう配架しました。収集した資料のデジタル化を含む保存方法が課題です。

・暮らしに役立つ図書を特集したコーナーを設置し、年間を通して様々な分野の図書を利用しやすく紹介しましたが、市役所各課と広く連携した情報提供ができていないことが課題です。

〈施策３〉ハイブリッド図書館の整備

（１）紙媒体の図書と電子図書の組合せによる情報提供

・令和４（2022）年度から電子図書館サービスを開始しました。また、市内小中学校で使用しているＧＩＧＡネットワーク構想*によるタブレットから利用できる専用ＩＤを発行し、学校で利用しやすい環境を整えることができました。一方で、従来の紙媒体の図書の良さも伝えていくことが課題です。

・令和５（2023）年度から中央図書館に国立国会図書館のデジタルアーカイブ*閲覧（複写）用の専用端末を設置しました。利用者が少ないことが課題です。

（２）資料の収集

・利用状況に応じて新刊図書の選定を行い、誰もが読書を楽しめるよう大活字図書等を各館に整備しましたが、デイジー図書*やサピエ図書館*との連携など読書のバリアフリー化が不十分なことが課題です。

・丹波市に関する図書や丹波市ゆかりの著者による図書を積極的に収集し、保存することができました。市民が郷土を知るための大切な資料として、永く保存できるスペースの確保やデジタル化が課題です。

〈施策４〉子どもの読書活動の充実

（１）子どもの読書活動を推進するサービスの充実

・中高校生を対象としたＹＡ（ヤングアダルト）図書*を充実させ、一般書と児童書を同じ書架に配架したコーナーを設け、幅広い読書傾向に対応することができました。中高校生の図書館利用が少なく、ＹＡ図書の利用も低調であることが課題です。

（２）子どもの読書活動推進会議の充実

・重点課題の取組や事業推進のため、十分な活動ができなかったことが課題です。

（３）子ども司書養成講座の充実

・各館の職員が講師となり養成講座を開催しました。毎回ふりかえりを行い、受講生が関心を持って取り組めるよう内容を検討した結果、100人を超える受講者を子ども司書として認定することができました。子ども司書の活動の場が、各館で開催するおはなし会とカウンター体験に限られていることが課題です。

（４）学校図書館との協働

・児童・生徒や学校職員に学習や課題解決のための資料（情報）を提供するため、ニーズを把握するなど、十分な連携が取れていないことが課題です。

〈施策５〉関係機関・人との連携、協働

（１）市民との協働

・図書館サポーター養成講座を開催し、図書館運営に参加してもらう市民を増やすことができました。読み聞かせボランティアグループには、各館でおはなし会を定期開催してもらうことができました。市民それぞれの得意な分野で図書館運営に参加してもらう仕組みづくりや活動分野の拡充が課題です。

（２）関係機関との協働運営

・市役所各課から提供された行政資料や情報を整理・保存することができましたが、公務における課題解決のためにレファレンスサービスが活用されていないことが課題です。

・美術館などの関係機関と連携し、展覧会内容に合わせた図書展示や出張おはなし会を実施することができました。関係機関が図書館で出張展示を行うなど、図書館の活用や情報発信が課題です。

（３）他自治体図書館との連携

・利用者のリクエストに対し、図書購入による対応のほか、図書館同士のネットワークを通じ、丹波市外の図書館から借り受けた図書を提供することができました。また当館から丹波市外の図書館への貸出も行いました。

・平成 29（2017）年度から丹波篠山市・西脇市・多可町・朝来市・福知山市と連携し、広域貸出*を開始しました。図書の貸借だけでなく、図書館の業務について情報交換を行うなどの交流事業ができていないことが課題です。

第３章　丹波市立図書館をとりまく社会状況の変化

１．社会的背景と国の図書館政策

（１）人生 100 年時代の到来

日本の総人口は、平成 20（2008）年をピークに減少傾向に転じており、令和２（2020）年の国勢調査では１億 2,623 万人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 22（2040）年には１億 1,092 万人、令和 35（2053）年には、１億人を下回るものと予測されています。人口減少の大きな要因となっているのは、出生数の減少ですが、令和３年（2021）度の合計特殊出生率は、「1.30」（人口動態統計）と、現在の人口を維持するために必要となる 2.07 を大きく下回っており、少子高齢化の傾向は、今後さらに加速すると言われています。

一方で、日本は、健康寿命世界一の長寿社会となっており、今後更なる健康寿命の延伸も期待される「人生 100 年時代」を迎えています。100 年という長い期間を充実したものとするためには、すべての人が主体的に学び、自らの可能性を広げる「生涯学習」へのニーズも高まっています。

（２）価値観・生活スタイルの変化

新型コロナウイルス感染症の流行は、行動制限によるコミュニケーションの減少やテレワークの導入など、人々の生活に大きな影響を及ぼし、日々の生活や仕事、暮らし方などの様々な価値観に変化をあたえました。働き方改革などの影響も相まって、人々の価値観や生活様式は今後更に多様化・高度化するものと思われ、様々なニーズに適応した社会のあり方が求められています。

学校教育においても、ＧＩＧＡネットワーク構想による１人に１台の端末が整備され、教育環境におけるデジタル化が大きく進展しました。

（３）グローバル化の進展

情報通信技術の進展や交通網の発達などにより、経済のグローバル化や人的交流が拡大し、インバウンドの経済効果の波及や外国人労働者の増加、民間の国際交流など、本市においても外国籍の市民は 10 年前の約２倍となっています。こうしたグローバル化する社会に対応するには、それぞれの文化や習慣、宗教をお互いに理解し、尊重していく多文化共生の視点が必要です。

（４）こどもまんなか社会の実現

国においては、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和３（2021）年 12 月）が示され、「常にこども最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（こどもまんなか社会）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、

こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする。」としています。

また、令和５（2023）年４月には、「こどもまんなか社会」の実現をめざして、こども家庭庁が設置されました。同月に施行された、こども基本法においては、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられるとともに、地方自治体は、こども施策にこども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられました。

（５）ウェルビーイングの向上

経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや幸福、生きがいを捉える「ウェルビーイング」の考え方が重視されています。多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められています。

（６）国の図書館政策

国における図書館政策を見ると、平成 13（2001）年７月に「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が文部科学省によって告示されました。その後、平成 12 年の「子ども読書年」を契機として、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資すること」を目的に、平成 13（2001）年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されました。

また、「文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与すること」を目的に、平成 17（2005）年７月には「文字・活字文化振興法」が制定されました。平成 18 （2006）年３月には、これからの図書館は、「地域や住民に役立つ図書館」となり、地域の発展に欠かせない施設としての存在意義を明確にした「これからの図書館像：地域を支える情報拠点をめざして（報告）」が出され、この報告が図書館行政、図書館機能のひとつの転換点となり、平成 20（2008）年６月に、「図書館法*」が改正されました。

これらの法規・報告の内容を盛り込む形で、平成 24（2012）年 12 月に、新たな基準として、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正告示されました。

令和元年（2019）年６月には、平成 25（2013）年に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を受け、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が成立しました。

この法律は、障がいの有無に関わらず、すべての人が、読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に寄与することを目的として定められました。

さらに、従来からの課題であった図書館サービスのデジタル化・ネットワーク化の対応について、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館によって、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスのニーズが顕在化したことなどを背景に、令和３（2021）年５月「著作権法の一部を改正する法律」が成立しました。これにより、国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信や複写サービスにおいて、一定の条件の下、各図書館などが調査研究目的で著作物の一部分をメールなどで利用者に送信することが可能となりました。

国の第４次教育振興基本計画では、「地域の特性を生かした地域の社会課題の解決・地域の魅力向上」が提言されており、公民館や図書館等の社会教育施設は、社会教育の拠点として、自らが果たす役割を明確化すること、図書館等の社会教育施設におけるデジタル基盤の強化やデジタル教育の充実が求められています。

平成 27（2015）年９月 25 日に国連総会で採択された、持続可能な開発のための国際目標である SDGs においても、ターゲット 16.10「国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。」や、目標４「質の高い教育をみんなに」のほか、図書館は、SDGs の複数の目標達成に寄与する働きを持っています。SDGs の目標に関連する資料の提供にとどまらず、図書館サービス全体を通じて SDGs の目標達成に寄与すべく活動することが求められています。

２．丹波市の現状

（１）丹波市の将来人口

本市の人口は、昭和 60（1985）年の 74,103 人以降、減少傾向で推移しており、令和２（2020）年には 61,471 人と 17.0%減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では、今後も減少傾向で推移し、令和 22（2040）年には５万人を下回る 47,426 人、令和 42（2060）年には 33,595 人となる見込みであり、令和２（2020）年の 61,471 人と比較すると 45.3%も減少することが見込まれています。

第３期丹波市人口ビジョンでは、合計特殊出生率を上昇させる自然増に関する条件と大学など進学就職期の社会減を 20 代・30 代で回復させる社会増に関する条件の２点の目標条件を設定し、令和 42（2060）年の目標人口を 38,000 人としています。

（参考）総人口推計と過去人口動態

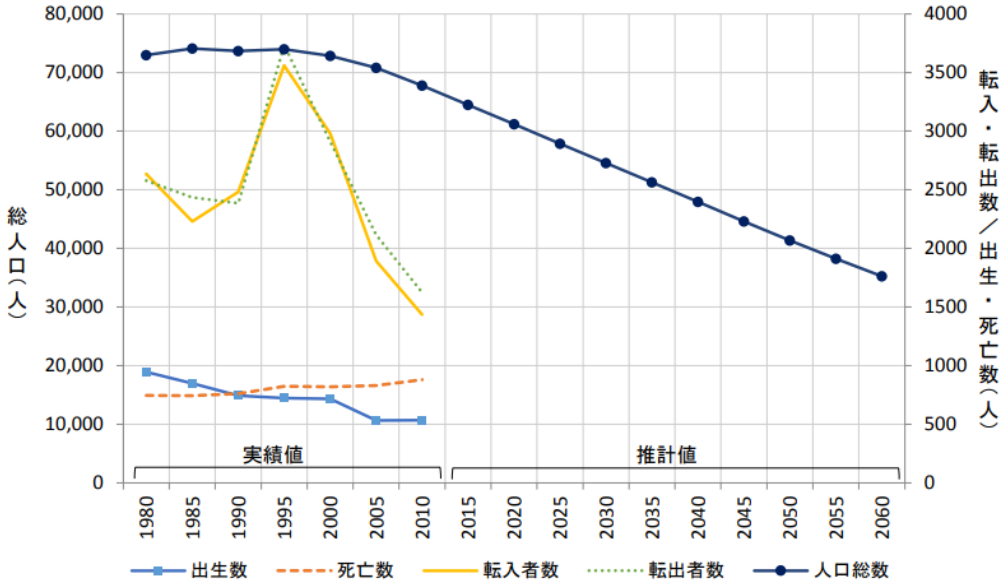

【出典】総人口：2010 までは国勢調査 2015 年以降は内閣府提供データ（社人研「日本の地域別将来推計人口」）を利用
出生・死亡数及び転入・転出者数：住民基本台帳

（２）第３次丹波市総合計画、第３次丹波市教育振興基本計画

本市では、令和６（2024）年度中に第３次丹波市総合計画と第３次丹波市教育振興基本計画を策定しました。

総合計画は、将来像を「まなび　ときめく　丹（まごころ）の里　～しあわせ輝く　みんなの未来へ～」と定め、こどもから大人まで、あらゆることに関心を持ち、意欲をもって生涯学び続けることや市民が主役となって暮らしをデザインする等の想いを込め策定しました。

また、教育振興基本計画は、本市の教育のめざす姿を「人を愛し　ふるさとを想い　しあわせのカタチを創造できる　人づくり」とし、自己実現を図るために学校や社会教育施設での学びに限らず、暮らしそのものが学びになるとしています。

このように、本市における行政、教育の最高計画の方向性に“学び”それらを“いかす”ことが盛り込まれました。

図書館は、あらゆる分野の資料を集積している知的活動の重要な拠点として、その役割を果たしていくが必要があります。

第４章　丹波市立図書館の現状と課題

１．第１次図書館のあり方策定後に実施した図書館サービス

開始年	内　　容
平成 27 年	読書通帳の配布を始めました。読んだ本を 50 冊まで記録できます。
平成 29 年	丹波篠山市・西脇市・朝来市・多可町・福知山市と連携し、広域貸出サービスを開始しました。
平成 31 年	福知山市・朝来市・丹波市の３市で連携事業を開始しました。サービス全般にかかる情報交換や合同職員研修、共通のテーマによる図書展示を通じ連携を図りました。
令和　３年	コロナ禍にあっても、安心して図書を借りられるように市内６館すべてに図書を紫外線で除菌する機械を設置しました。
	マイナンバーカードを図書館利用者カードと紐づけるサービスを開始しました。
令和　４年	「たんばし電子図書館」を開設し、電子図書の貸出・予約サービスを開始しました。
令和　５年	中央図書館に国立国会図書館デジタル資料を閲覧（複写）するためのパソコンを設置しました。
令和　６年	ＧＩＧＡネットワーク構想によるタブレットからたんばし電子図書館を利用できるよう、市内小中学校の全児童・生徒に専用ＩＤとパスワードを発行しました。

２．図書館施設の状況

丹波市立図書館は、平成 16（2004）年の市町村合併以来、旧町単位に分館を設置した６館体制を続けています。中央図書館を除く５館は住民センター等との複合施設です。

閉架書庫を備えているのは中央・青垣・市島の３館のみで、開架・閉架書庫を含め６館すべての書架に余裕がない状態です。いずれも老朽化が進んでおり、施設や設備修繕を行いながら運営しています。

施設	建築年	面積（㎡）	施設状況
中央図書館	平成　８年	1,223.8	単独館
柏原図書館	平成 13 年	248.7	複合館（柏原住民センター内）
山南図書館	平成　８年	245.0	複合館（山南住民センター内）
青垣図書館	平成 17 年	360.0	複合館（青垣住民センター内）
春日図書館	昭和 51 年	276.8	複合館（春日住民センター内）
市島図書館	平成　７年	479.5	複合館（ライフピアいちじま内）

３．図書館利用状況の変化

「第１次図書館のあり方」を策定後、10 年間の利用状況推移です。１年間に１度でも貸出サービスを利用した有効登録者数は、平成 27（2015）年度の 9,048 人から令和５（2023）年度には 6,495 人と約 2,500 人（約 28%）減少、個人貸出の総数も平成 27 年度の 388,694 冊から令和５（2023）年度には 323,162 冊と約 65,000 冊（約 16%）減少しています。コロナ禍に見舞われた令和２（2020）年度に臨時休館や利用制限を設けた影響から利用状況は大きく減少し、その後もコロナ禍前の水準に戻っていません。

年度	有効登録者数（人）	個人貸出総数（冊）
平成 27 年度	9,048	388,694
平成 28 年度	8,634	361,758
平成 29 年度	8,429	358,476
平成 30 年度	8,205	350,098
令和 元年度	7,890	355,468
令和 ２年度	6,215	295,624
令和 ３年度	6,578	346,368
令和 ４年度	6,595	335,402
令和 ５年度	6,495	323,162

４．図書館サポーターの活動状況

図書館サポーターの活動件数は、年々増加していますが、書架整理や図書の補修などの作業が中心となっています。

今後は市民それぞれが、得意な分野や活躍できるよう活動の幅を広げる、参加しやすい日程や時間帯を設定する、などの仕組みづくりが必要です。

年度	活動件数
令和 ３年度	125 件
令和 ４年度	188 件
令和 ５年度	192 件

※図書館サポーター・館内装飾の活動の様子

５．子ども司書の活動状況

子ども司書は毎年10名程度を認定しており、累計認定者数は 100 名を超えました。しかし、認定後の活動の場は、各館のおはなし会やカウンター業務に限られており、学校や地域などに活動の場を広げていく必要があります。

年度	認定者数
令和 ３年度	10 人
令和 ４年度	10 人
令和 ５年度	９人

※子ども司書養成講座・館内見学の様子

６．市民の意見

図書館ビジョンの策定にあたり、アンケート調査や団体ヒアリング、市民ワークショップ等により、多くの市民や図書館利用者からご意見をいただきました。なお、アンケート調査は 15 歳以上を対象としたため、こどもたち（小中学生）の意見については、図書館に来館したこどもたちに「こんな図書館あったらいいな♪」という絵を描いてもらいました。（一部を計画書に掲載しています。市ホームページにすべての作品を掲載しています。）ここでは、こうした多様な意見のうち、主なものを紹介します。

（１）アンケート調査

市民と図書館利用者を対象に、アンケート調査を行いました。
調査期間：令和６（2024）年７月 11 日（木）～８月９日（金）

①市民アンケート　無作為に抽出した 15 歳以上の市民 1,200 人を対象に調査票を郵送し、350 人（29.1%）から回答を得ました。
②図書館利用者アンケート　15 歳以上の利用者 2,000 人に調査票を配布し、639 人（31.9%）から回答を得ました。
（アンケート調査結果は、市ホームページに掲載しています。）

■「過去１年以内」に丹波市立図書館をどの程度利用しましたか。

（市民アンケート・問８　n=350）

毎月	35 人	95 人	27.1%
３ヶ月に１回程度	29 人		
半年に１回程度	31 人		
ほとんど利用していない	103 人	255 人	72.9%
利用したことがない	152 人		

回答者の７割以上が「ほとんど利用していない」「利用したことがない」と回答しており、そのように回答した人の割合が高かった年代は、男性では 70 代（91.3%）・30 代（88.9%）・20 代（87.5%）、女性では 80 代（95.5%）・20 代（78.6%）・10 代（73.7%）でした。

「毎月」「３か月に１回程度」「半年に１回程度」と回答した人の割合が高かった年代は、男性では 40 代（37.5%）・50 代（26.7%）・60 代（26.3%）、女性では 30 代（55%）・40 代（45.5%）、60 代（38.5%）でした。

「毎月」と回答した人が多かった年代は、男性では 20 代・40 代・80 代以上（いずれも 12.5%）、女性では 30 代（30%）、40 代（22.7%）、60 代（15.4%）でした。

■丹波市立図書館を利用していない理由は何ですか。

（市民アンケート・問 11 n=295）

必要な本は自分で買う	87 人
本を読む習慣がない	71 人
本を返却に行くのが面倒	43 人
自宅や職場から遠い	38 人
図書館に興味がない	34 人
利用したい時間に開館していない	22 人

「必要な本は自分で買う」と回答した人の割合が高かった年代は、男性では 60 代（33.3%）・女性では 80 代以上（37.0%）、「本を返却に行くのが面倒」は、男性では 20 代（25.0%）・女性では 10 代（29.2%）、「利用したい時間に開館していない」は、男性では 10 代（14.3%）・女性では 40 代（11.8%）でした。

「本を返却に行くのが面倒」「利用したい時間に開館していない」と回答した人は、設備・サービスの改善により利用するようになるかもしれません。

「本を読む習慣がない」「図書館に興味がない」と回答した人は、『図書館は本を借りるだけの施設』という従来のイメージが強いことがうかがえます。

■あなたが一番よく利用する丹波市立図書館の不満足度について

（図書館利用者アンケート・問 15）

図書館の設備（閲覧スペースの広さなど）	99 人
開館している時間や曜日	79 人
本の探しやすさ（本棚の配置や案内表示等により）	74 人

「やや不満足」「不満足」と回答した人が多かった設問は上記のとおりでした。その理由として「利用目的が違う人が狭い空間にいることでお互いに落ち着かない」「ゆっくり滞在できる広いスペースがほしい」「子連れで入ると静かにすることがむずかしく申し訳ない」といった回答があり、「利用エリアを分けることで快適に利用したい」という思いがうかがえます。

また「開館時間を早くして欲しい」「閉館時間を遅くして欲しい」と両方の回答がありました。

■あなたは１回あたり、平均してどのぐらいの時間を丹波市立図書館で過ごしていますか。（利用者アンケート・問９　n=635）

30 分未満	392 人	３時間未満	７人
１時間未満	187 人	３時間以上	７人
２時間未満	42 人	無回答	４人

「30 分未満」と答えた人が 392 人（うち６歳までのこどもがいる人が 46 人）と大部分を占めています。

■丹波市立図書館でどのようなサービスが提供されると、もっと多くの方に利用されるようになると思いますか。

（市民アンケート問 16・利用者アンケート問 13）

市民アンケート		利用者アンケート	
ベストセラーや話題の本	139 人	ベストセラーや話題の本	388 人
SNS による広報	69 人	開館時間の延長	120 人
移動図書館車の運行	44 人	移動図書館車の運行	81 人

ベストセラーや話題の本といった読みたい本がそろっていること、また身近な場所で利用できる移動図書館車の運行と回答した人が、市民アンケート・利用者アンケートを共通して多くありました。

■丹波市立図書館でどのような設備などが整備されると、もっと多くの方に利用されるようになると思いますか。

（市民アンケート問 17・利用者アンケート問 14）

市民アンケート		利用者アンケート	
静かに集中できるスペース	135 人	こどもや子連れの方が気兼ねなく利用できるスペース	281 人
電源や Wi-Fi が利用できるスペース	132 人	静かに集中できるスペース	244 人
こどもや子連れの方が気兼ねなく利用できるスペース	122 人	電源や Wi-Fi が利用できるスペース	181 人

利用目的に合ったスペースについて回答している人が市民アンケート・利用者アンケートを共通して多くありました。

■こどもの読書活動を推進するために、丹波市立図書館がどのような取組を充実させるとよいと思いますか。

（市民アンケート問 18・利用者アンケート問 17）

市民アンケート		利用者アンケート	
市立図書館と学校が連携する	144 人	市立図書館と学校が連携する	281 人
おはなし会などこども向けイベント	89 人	身近な場所でこどもが本を読める場所	149 人
図書館を知ってもらうイベント	87 人	図書館を知ってもらうイベント	148 人

市立図書館と学校が連携すること、図書館を知ってもらうイベントと回答している人が市民アンケート・利用者アンケートを共通して多くありました。

（2）市民ワークショップ

■おとなもこどもも　みんなで考えるこれからの図書館

（オープニングアクト「ライブラリーコンサート」）

令和６（2024）年７月21日（日）、講演会と市民ワークショップを開催しました。また、同日に青垣いきものふれあいの里からカブトムシの出張展示を行い、施設職員とこどもたちが、図鑑で昆虫を調べる様子などが見られました。

講演会では、総務省地域情報化アドバイザーの岡本　真さんをお招きし、市民がつくる図書館などについて講演いただきました。市民ワークショップでは、これからの図書館にはどのようなサービスや機能があればいいかなど、様々な意見を出していただきました。

■市民ワークショップで出た意見

・設備や空間

「カフェスペース」「くつろぎスペース」「中央図書館のテラススペースの活用」「音楽が流れおしゃべりができる」など、リラックスできる居場所としての図書館を求める意見が出ました。「図書館では静かに」「本を借りるだけの場所」というイメージとは全く異なる、「多目的に利用できる図書館」が求められています。

・サービスや機能

「便利に利用できる」「貸出・返却スポットを増やす」「来館できない人にサービスを届けるアウトリーチ*」「こどもや子育て世代が利用しやすい図書館」といった意見が出ました。また、より便利で柔軟に、誰も取り残さないサービスを望む声が多くありました。また、図書館職員のスキルアップによるレファレンスサービスの向上のほか、イベント情報や図書館の様々なサービスについて「図書館の魅力の情報発信」が必要である意見がありました。

・市民や団体・機関との連携

「市立図書館と学校図書館の連携」「学校司書の代わりに学校へ出張し運営・支援」といった意見が多く出され、こどもたちの読書活動を連携しながら支える図書館の役割が求められています。また、「自治協議会や自治会との連携」、「福祉施設との連携」など、外に出ていく図書館という意見がありました。さらに、「市民企画によるイベントをやってみたい」という意見も多く聞かれ、多様な団体や個人による図書館の利用が期待されています。

■基調講演会

令和６（2024）年 12 月１日（日）、基調講演会を開催しました。

会場は、学校図書館を地域に開放している丹波市立船城小学校の「ふなキッズふれあい図書室」で、市民の取組事例として「駅の本棚　ちーたん文庫」について報告いただき、その後、京都橘大学の教授　嶋田　学さんに「市民と図書館」について講演いただきました。

市民と一緒につくり、育てていく図書館について、参加者とともに考える機会となりました。

■二十歳のつどい参加者および実行委員会委員

令和７（2025）年１月 12 日（日）、二十歳のつどいの参加者にアンケート調査を行い（回答２件）、令和７（2025）年２月 12 日（水）には、二十歳のつどい実行委員会の委員５名から、若い世代の図書館の利用状況や魅力的だと思う図書館について意見を聞くことができました。

■市民ワークショップ「市民協働で運営するみんなの図書館」
（オープニングアクト「ライブラリーで落語会」）

令和７（2025）年１月 13 日（月・祝）、市民ワークショップを開催しました。冒頭で図書館ビジョンの素案を参加者の方に説明し、ワークショップでは図書館ビジョン運営方針５「市民協働で運営するみんなの図書館」について意見を出し合いました。

「図書館について定期的に話し合う機会を作る」「友の会やパートナー組織を作る」「ボランティアがもっと自由な活動ができるようにする」などの意見が出ていました。

図書館ビジョンの素案についての意見は、後日、回答フォーム等でお寄せいただきましたが、「『欲しい暮らしは自分で創る』の精神のもと、もっと市民参画を推進してほしい。」などの意見がありました。

（３）関係団体ヒアリングについて

図書館運営に参加いただいている団体に、図書館サービスやこれからの活動について聞き取りを行いました。

■令和６（2024）年９月３日（火）図書館サポーター（５名から聞き取り）

「今の図書館に足りない工夫やサービスについて」

・コーヒーを飲みながら本を楽しむスペース
・まわりに気兼ねすることなくこどもに絵本を読んであげたい。今は声をひそめて読んでいる。

「今後新しくやってみたい活動について」

・自分が貢献できることがあればやってみたい。
・無理なくできそうなことがあればチャレンジしたい。
・サポーター活動ができなくなっても長く図書館を利用したい。

■令和６（2024）年９月 15 日（日）読み聞かせボランティアグループ代表者会
（６団体・６名から聞き取り）

「今の図書館に足りない工夫やサービスについて」

・憩いの場、リラックスできるスペース
・高齢者向けの移動図書館
・今は気軽に行ってみようという雰囲気ではない。来館のきっかけになるイベントの開催

「10 年後の理想の図書館について」

・気軽に寄れる、ふだん利用していなくても行きやすい。
・たまに開館時間を長くしてほしい。
・飲食やおしゃべりも自由にできるスペースがある。
・年齢層や目的に応じてエリア分けされていて、こどもが少々騒いでも大丈夫、親も気兼ねせず過ごせる。

7．課題整理

前述した市民の意見や、第１次図書館のあり方の評価から見えてきた課題を整理します。利用者アンケートでは、開館時間の延長やレファレンスサービスの充実などの図書館サービスの向上は当然のことながら、ゆとりあるくつろぎ空間、こども連れでも気兼ねなく使えるスペース、静かに集中して読書ができるスペースなど施設整備にかかる意見も多く見られました。

また、今後の取組として、特に重要と捉えている学校図書館との連携や支援、市民協働の図書館運営の必要性についても関心の高さがうかがえました。

一方で、市民アンケートでは、図書館を“ほとんど利用していない”と“利用したことがない”と回答した人は 72.8%で、利用者の拡大は最重要課題であると言えます。さらに、“電子図書館”については、78.2%が“知らない”と回答しており、広報に課題がありました。

多岐にわたる課題を次のとおり整理し、今後の運営にいかしていくため、次章で運営方針を策定することとします。

【課題整理】

・図書館サービスや図書館イベントの積極的な広報周知
・話題の本や最新の本をそろえた蔵書
・市民の困りごとや課題を相談しやすいレファレンスサービスの充実
・こどもたちが本に触れ、親しみを持つためのきっかけづくり
・読み聞かせなどを通じ、家族のきずなを深め、ともに学ぶことの支援
・こどもたちの読書活動の推進のため、学校図書館との連携、支援
・社会教育施設との連携による学びの探求の支援
・様々な事情により来館できない方への図書館サービスの充実
・市民の多様なライフスタイルに合わせた柔軟な運営
・講演会やおはなし会などのイベントを活用した市民の来館促進
・本の利用だけではない図書館での居場所づくり
・図書館サポーターやボランティアグループの図書館との関わり方
・市民の図書館運営への参画と協働
・様々なイベントや本を介した取組によるつながりづくりの推進
・社会環境の変化や市民の知的要求に柔軟に対応できる運営

本市の特徴的なところは、地域ごとに設置している分館の存在です。今後は、その地域性をいかして、各学校図書館へ図書館職員が出向き、図書の整理や活用方法のアドバイスを行うなど、学校図書館との連携が期待できます。

また、氷上地域にある中央図書館を除いて、分館は住民センター（市島地域はライフピアいちじま）内に併設されており、また、柏原地域を除いて子育て学習センターも併設されていることから、図書館と子育て学習センターが絵本の読み聞かせなどの事業を共同で開催できる強みがあります。

１．基本理念（グランドビジョン）

『市民に寄り添い
ともに学ぶ、つながる、つくる
みんなの図書館』

前章で整理した課題を解決するために、また、図書館に寄せられた市民の意見や期待に応えるためには、市民の声に耳を傾け、図書館でつながりを持ち、市民が図書館運営にかかわることが大切であることから、基本理念を「市民に寄り添い　ともに学ぶ、つながる、つくる　みんなの図書館」とします。

さらに、この基本理念を実現するため、これからの図書館における基本的な運営方針を次の６つとします。

なお、具体的な施策については、令和７（2025）年度に策定する「丹波市立図書館基本計画（仮称）（第４次丹波市子ども読書推進計画）」で定めるものとします。

2．丹波市立図書館の運営方針

1 市民の暮らしや活動に役立つ、地域の情報拠点としての図書館	・市民の「知りたい」に応える、魅力ある蔵書の充実 ・市民の困りごとや課題を相談しやすい、レファレンスサービスの推進 ・図書館の取り組みが伝わる、市民に合わせた情報発信の推進
2 こども読書活動の推進に取り組む図書館	・こどもたちが本に親しむための機会の提供 ・本を通じた家族の絆を深めるために、家庭教育支援の推進 ・こどもたちの教育環境の充実のために、学校図書館支援の推進
3 すべての市民が利用しやすい、便利な図書館	・「本を届ける」アウトリーチサービスの提供 ・来館せずに利用できる、電子図書館サービスの充実 ・市民の多様なライフスタイルに対応できる、柔軟な運営の推進
4 すべての市民が安心して過ごせる、居場所としての図書館	・様々なイベントを開催し、市民が立ち寄るきっかけづくり ・本の利用だけではない、誰もが気軽に立ち寄ることができる空間や環境づくり ・市民に寄り添う、心地よい居場所づくり
5 市民協働で運営するみんなの図書館	・図書館の運営を支えるボランティア、サポーターなどの人材育成の推進 ・市民の声を踏まえた図書館運営の実施 ・市民がつながれる図書館運営の推進
6 まちの変化に対応する図書館	・まちの変化に合わせた、図書館ネットワークの構築 ・情報格差（デジタルデバイド）*解消に向けた支援サービスの推進 ・柔軟で持続可能な図書館運営の推進

第６章　丹波市図書館ビジョンの推進体制と進捗管理

１．推進体制

（１）市民

各館において、様々な活動で運営に参加いただいている図書館サポーターや定例のおはなし会などで絵本の読み聞かせなどを行う読み聞かせボランティアグループ、広報紙の録音などを行う朗読ボランティアグループが活動されています。市民協働による図書館運営に欠かせない関係団体として、活動を支援するとともに図書館の運営等についても意見を伺いながら、市民とともに運営する体制を整えます。

（２）図書館協議会

図書館協議会は、図書館法第 14 条及び丹波市立図書館設置条例第５条に基づいて設置され、図書館の運営について館長の諮問に応ずるとともに、図書館サービスについて館長に意見を述べる役割を担っています。

図書館ビジョンは、図書館が担う役割や、それを実現するための運営方針を定めていますので、図書館協議会では、この図書館ビジョンの運営方針に基づき意見を述べるものとします。

（３）こども司書

図書館や学校、地域で「こども司書」として、まわりの人たちに読書の楽しさを伝える“こども読書推進リーダー”です。こどもたちがより読書に親しみ、行ってみたくなる魅力ある図書館となるために、こどもたちの視点で図書館運営に関わる機会を設けながら進めます。

２．進捗管理

図書館ビジョンの運営方針に対する進捗管理については、令和７（2025）年度に策定する「丹波市立図書館基本計画（仮称）（第４次丹波市子ども読書推進計画）」において行うものとします。

用語解説

【アルファベット】

用語	用語説明
GIGA ネットワーク構想	Global and Innovation Gateway for All の略。児童生徒向けの１人１台の端末と通信ネットワークを一体的に整備し、多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく、個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。
ICT	Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。
SNS	Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。
YA（ヤングアダルト）図書	YA は、Young Adult の略で、大人でもなくこどもでもない青少年を表す言葉。中高生くらいの年齢のみなさんにおすすめの図書。

【五十音順】

用語	用語説明
アウトリーチサービス	アウトリーチ（outreach）の直訳は、「外へ手を伸ばす」。必要なサービスが届いていない人に図書館サービスを広げること。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的によい状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含み、また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念。
広域貸出	丹波篠山市・西脇市・多可町・朝来市・福知山市在住の方に、広域利用者として丹波立図書館の利用者登録をしてもらい、図書館資料を貸し出しすること。
サピエ図書館	全国視覚障害者情報提供施設協会が運営するインターネットによる視覚障害者情報総合ネットワーク。自宅にいながら、全国約 220 の加盟施設・団体が登録した 50 万件に及ぶ点字データ・デイジーデータなどのダウンロードもできる他、様々な情報が得られる。
情報格差（デジタルデバイド）	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。
人工知能（AI）	人工的に作られた知能のことで、言語を理解したり、論理的に推測したり、経験に基づく学習を行

	ったりすることを目的とするプログラムを「AI（Artificial Intelligence)」という。
デイジー図書	デイジー（DAISY）とは、Digital Accessible Information System の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格です。視覚障害等により印刷物を読むことが困難な方のために、カセットテープに代わるものとして開発された図書。
デジタルアーカイブ	重要文書や文化資源の情報を長期保存することを目的としてデジタル化し、ネットワーク技術を用いて検索を可能にして、継続的に活用すること。
図書館サポーター	図書館で活動する市民ボランティア。養成講座を受講後、各図書館で書架整理や図書補修、館内装飾などの活動を行う。
図書館法	図書館の設置・職員・運営などについて定めている法律。昭和 25 年（1950 年）施行。
ハイブリッド図書館	紙の本を中心とする従来型図書館と電子情報を提供する電子図書館の機能を兼ね備えた図書館。
包摂性	誰も排除されず、全員が社会に参画する機会を持つこと。
本屋大賞	新刊書を扱う全国の書店員が、もっとも勧めたいと思う小説を投票で選ぶ文学賞。
メディア化原作	テレビドラマや映画になった作品。
レファレンス（調査相談）	利用者の調べものや質問に対して図書館の資料を使って答えたり、回答の含まれる情報源を提示・照会したりする業務。

日時	会議名	概要
R6.6.6	第１回図書館協議会	「第２次図書館のあり方」策定の概要について基礎調査等の説明、京都橘大学教授・嶋田学さんによる「基調講演」ほか
R6.6.6	第１回コアメンバー会議	「第１次図書館のあり方」の「成果と課題」について検討、基礎調査（アンケート、市民ワークショップ）の検討
R6.6.20	第２回コアメンバー会議	図書館利用者・市民アンケート項目案の検討、市民ワークショップ①の内容検討
R6.9.16	第３回コアメンバー会議	アンケート結果の報告、市民ワークショップのふりかえりほか
R6.12.9	第４回コアメンバー会議	「第２次図書館のあり方」骨子・素案の検討、市民ワークショップ②の内容検討
R6.12.24	第２回図書館協議会	「丹波市図書館ビジョン（第２次図書館のあり方）」素案の検討
R7.2.14	第５回コアメンバー会議	市民ワークショップ②のふりかえり、計画素案に対するご意見への対応検討、「丹波市図書館ビジョン」計画案検討
R7.3.6	第３回図書館協議会	「丹波市図書館ビジョン」計画案検討

■丹波市図書館協議会（委員一覧）

任期　自　令和６年４月１日　至　令和８年３月 31 日

No.	選出区分	氏名	備考
1	社会教育関係者	藤原　廣宣	令和６年４月１日～令和７年２月 14 日まで
2		蔦木　伸一郎	
3	家庭教育の向上に資する活動を行う者	中澤　利恵	副会長
4		由良　ゆかり	
5	識見を有する者	畑田　久祐	会長
6		伏田　雅子	
7		中岡　恵美	
8	公募による市民	上山　未登利	
9	学校教育関係者	井上　直志	令和６年４月 18 日～令和８年３月 31 日まで
10		細見　能成	令和６年４月 18 日～令和７年３月 31 日まで

※オブザーバー　京都橘大学教授　嶋田学

■丹波市図書館ビジョン策定にかかるコアメンバー会議（委員一覧）

任期　自　令和６年６月６日　至　令和７年３月 31 日

No.	選出区分	氏名	備考
1	図書館協議会委員	蔦木　伸一郎	
2		伏田　雅子	
3		上山　未登利	
4	公募による市民	足立　真美	

■「こんな図書館あったらいいな♪」イラスト
（一部を抜粋して掲載。市ホームページですべてのイラストをご覧いただけます。）

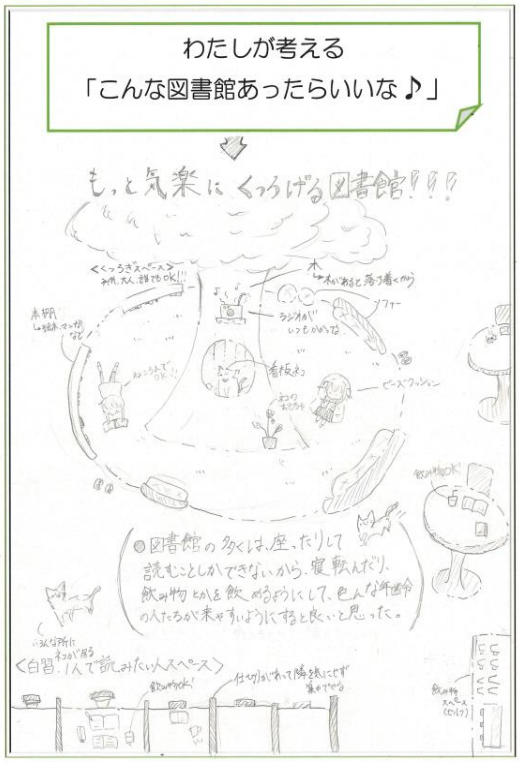

■図書館法

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーシヨン等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

２前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条　図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一　郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二　図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三　図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四　他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五　分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六　読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七　時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八　社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九　学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第四条図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

２　司書は、図書館の専門的事務に従事する。

３　司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

第五条　次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一　大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二　大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三　次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ　司書補の職

ロ　国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ　ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

２　次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一　司書の資格を有する者

二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第六条　司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

２　司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（司書及び司書補の研修）

第七条　文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二　文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三　図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四　図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第八条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあっては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して

協力を求めることができる。
（公の出版物の収集）
第九条　政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。
２　国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章　公立図書館
（設置）
第十条　公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。
第十一条及び第十二条削除
（職員）
第十三条　公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図　書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあっては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。
２　館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。
（図書館協議会）
第十四条　公立図書館に図書館協議会を置くことができる。
２　図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。
第十五条　図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあっては、当該地方公共団体の長）が任命する。
第十六条　図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。
（入館料等）
第十七条　公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。
第十八条及び第十九条削除
（図書館の補助）
第二十条　国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。
２　前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。
第二十一条及び第二十二条削除
第二十三条　国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に

該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一　図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二　地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三　地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章　私立図書館

第二十四条削除

（都道府県の教育委員会との関係）

第二十五条　都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

２　都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第二十六条　国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条　国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

（入館料等）

第二十八条　私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

（図書館同種施設）

第二十九条　図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

２　第二十五条　第二項の規定は、前項の施設について準用する。

■丹波市立図書館条例

（設置）

第 1 条　図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、丹波市立図書館を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条　丹波市立図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
丹波市立中央図書館	丹波市氷上町常楽 233 番地

2　丹波市立図書館の活動を均等に市民に及ぼすため次のとおり分館を置く。

名称	位置
丹波市立柏原図書館	丹波市柏原町柏原 5528 番地
丹波市立青垣図書館	丹波市青垣町佐治 114 番地
丹波市立春日図書館	丹波市春日町黒井 496 番地 2
丹波市立山南図書館	丹波市山南町谷川 1110 番地
丹波市立市島図書館	丹波市市島町上田 814 番地

（業務）

第 3 条　丹波市立図書館(以下「図書館」という。)は、次の業務を行う。

（1）　図書館資料の収集、整理、保存及び利用に関する業務

（2）　読書会、研究会、資料展示会等の主催及び奨励

（3）　時事に関する情報及び参考資料の紹介と提供

（4）　館報その他読書資料の発行及び頒布

（5）　その他必要な業務

（職員）

第 4 条　丹波市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)に、館長、図書館司書その他必要な職員を置く。

2　分館に必要な職員を置く。

（図書館協議会）

第 5 条　中央図書館に法第 14 条の規定に基づき、丹波市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

（協議会の委員）

第 6 条　協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから、丹波市教育委員会が任命する。

（1）　学校教育関係者

（2）　社会教育関係者

(3)　家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4)　識見を有する者

(5)　公募による市民

3　委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員の再任は、妨げないものとする。

(その他)

第 7 条　この条例に定めるもののほか、図書館の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

(特例措置)

2　第 6 条の規定にかかわらず、最初の委員の任期は平成 17 年度末までとする。

附　則(平成 24 年 3 月 8 日条例第 21 号)

(施行期日)

1　この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(特例措置)

2　第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に任命される公募による委員の任期は、平成 25 年度末までとする。

附　則(令和 2 年 3 月 10 日条例第 8 号)抄

(施行期日)

1　この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

■丹波市立図書館条例施行規則

（趣旨）

第 1 条　この規則は、丹波市立図書館条例(平成 16 年丹波市条例第 81 号。以下「条例」という。)第 7 条の規定に基づき、丹波市立図書館(以下「図書館」という。)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第 2 条　図書館の開館時間は、午前 10 時から午後 6 時までとする。

2　前項の規定にかかわらず、館長が業務上必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第 3 条　図書館の休館日は、次のとおりとする。

（1）　毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日。)

（2）　12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

（3）　その他館長が必要と認める日

（入館者の制限）

第 4 条　館長は、入館者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

（1）　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（2）　その他その使用が不適当と認めるとき。

（館内の秩序維持）

第 5 条　入館者は、館内において次の事項を守らなければならない。

（1）　条例第 1 条に規定する図書館資料、設備器具等は、丁寧に扱うこと。

（2）　館内では静粛にし、高談その他騒がしい行為をしないこと。

（3）　館内では飲食し、又は喫煙しないこと。

（4）　許可を受けないでビラ、ポスターその他広告物を掲示し、又は配布しないこと。

（5）　物品の販売、宣伝その他これに類する行為をしないこと。

（6）　その他職員の指示に従うこと。

2　館長は、入館者が前項の規定を遵守しないときは、利用を停止し、又は退館を命じることができる。

（損害賠償）

第 6 条　入館者が、図書館資料、設備器具等を損傷し、又は亡失したときは、現物又は相当の金額をもって弁償しなければならない。ただし、館長がやむを得ない理由があると認めたときは、減額し、又は免除することができる。

（図書館協議会）

第 7 条　条例第 5 条の規定に基づく図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長各 1 人を置く。

（1）　会長及び副会長は、協議会の委員の互選による。

(2)　会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)を招集し、会議を主宰する。

(3)　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

2　会議は、必要に応じて開催する。

3　協議会の庶務は、図書館の職員が担当する。

(利用の場所)

第8条　図書館資料の利用は、図書館施設内の所定の場所で行わなければならない。

(貸出利用者等の資格)

第9条　図書館資料を館外で利用できる者は、次のとおりとする。ただし、電子図書(電磁的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により作成された記録であって、インターネットを通じた利用が可能とされるものをいう。以下同じ。)については、第1号に掲げるものに限る。

(1)　市内に居住する者又は通勤若しくは通学する者

(2)　市内の事業所、機関、団体等

(3)　前各号に掲げるもののほか、兵庫県丹波篠山市、西脇市、多可郡多可町及び朝来市並びに京都府福知山市に住所を有する者

(4)　その他館長が特に適当と認める者

(利用の手続)

第10条　図書館が提供する次に掲げるサービスを受けようとする者(以下「貸出利用者等」という。)は、図書館利用者カード申込書を提出することにより利用者登録を行うものとする。この場合において、前条第2号に規定する者(以下「団体等」という。)は、代表責任者等が登録手続きを行うものとする。

(1)　図書館資料の貸出し

(2)　国立国会図書館のデジタル化資料(以下「国会図書館資料」という。)の閲覧

(3)　インターネット端末の利用

2　館長は、前項の登録者に対し、図書館利用者カード(以下「利用者カード」という。)を交付する。

3　貸出利用者等は、第1項各号に規定するサービスを受けようとするときは、利用者カードを提示しなければならない。

4　貸出利用者等は、第1項第2号及び第3号に規定するサービスを受けようとするときは、館長の承認を受けなければならない。

(利用者カード)

第11条　館長は、貸出利用者等に交付した利用者カードについて、交付の日から3年ごとに登録情報の確認を行うものとする。この場合において、団体等については、1年ごとに行うものとする。

2　貸出利用者等は、利用者カードを紛失したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

3　貸出利用者等は、利用者カードの登録情報に変更が生じたときは、速やかにその旨を届けなければならない。

4　貸出利用者等は、利用者カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

5　利用者カードが登録者本人以外の者によって使用され、損害が生じたときは、その責めは登録者本人に帰するものとする。

（貸出図書館資料の制限）

第12条　貸出利用者等が同時に貸出しを受けることができる図書館資料の点数及び利用期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、その点数を増やし、期間を延長することができる。

（1）　個人　電子図書を除く図書館資料は10点まで、電子図書は2点までとし、14日以内とする。

（2）　団体等　40点までとし、28日以内とする。

2　貸出利用者等は、利用期間満了後も引き続き当該図書館資料の貸出しを受けようとするときは、利用期間内に館長の許可を受けなければならない。この場合において、継続利用できる期間は、館長の許可を受けた日から起算して14日を限度とする。

3　次の図書館資料は、館長が特に必要と認める場合を除き、館外の貸出しを許可しない。

（1）　貴重な図書及び郷土資料

（2）　辞書、年鑑、統計書及び地図の類

（3）　官報、公報、新聞等の定期刊行物

（4）　貴重な視聴覚資料

（5）　その他館長が指定する図書館資料

（転貸の禁止等）

第13条　貸出利用者等は、貸出しを受けた図書館資料を他人に転貸してはならない。ただし、団体等については、この限りでない。

2　貸出利用者等が、貸出しを受けた図書館資料を損傷し、又は亡失したときの損害賠償については、第6条の規定による。

（図書館資料の返納）

第14条　貸出利用者等は、図書館資料の利用期間を厳守しなければならない。この場合において、利用期間の末日が休館日に当たるときは、その日以後の最初の開館日までとする。

2　館長は、図書館資料を利用期間内に返納しなかった者に対し、図書館の利用を停止することができる。

（図書館資料等の複写）

第15条　貸出利用者等が、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1項の規定により図書館資料及び国会図書館資料(以下「図書館資料等」という。)を複写しようとするときは、館長の承認を受けなければならない。

2　国会図書館資料の複写は、国立国会図書館より付与されたID及びパスワードを使用し、館長が管理用端末で複写するものとする。

3　図書館資料等の複写に要する費用は、第1項の承認を受けた貸出利用者等の負担とする。

4　図書館資料等の複写について、著作権法の規定による責任は、当該複写の申込者が負わなければならない。

（図書館資料の寄贈及び寄託）

第16条　図書館は、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2　前項の寄贈及び寄託を受けた図書館資料については、一般の利用に供することができるものとする。

3　図書館は、寄託を受けた図書館資料を紛失し、汚損し、又は破損したことについて、その責めを負わない。

（委任）

第17条　丹波市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、条例及びこの規則の規定により教育委員会の権限に属する事務を、教育長に委任する。

2　教育長は、前項の事務の一部を館長に委任することができる。

（その他）

第18条　この規則に定めるもののほか、図書館の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成16年11月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の氷上町立図書館運営規則（平成 9 年氷上町規則第31号）又は市島町立図書館の設置及び管理に関する規則（平成7年市島町規則第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附　則（平成22年9月22日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年8月24日教委規則第6号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附　則（平成28年9月30日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成31年3月26日教委規則第2号）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附　則（令和4年1月27日教委規則第1号）

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

附　則（令和4年9月27日教委規則第8号）

この規則は、令和4年10月20日から施行する。

丹波市図書館ビジョン　令和７年３月

発行／丹波市教育委員会社会教育・文化財課
丹波市立図書館